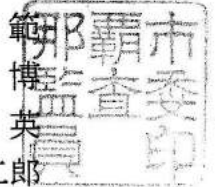




那 監 第 1 2 号
平成 26 年 4 月 24 日

板谷 清隆 様

那覇市監査委員 新城 和範
同 宮 里 善博
同 翁 長 俊英
同 亀 島 賢二郎



那覇市職員措置請求について（通知）

平成 26 年 3 月 3 日付けで受理した標記請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

板谷 清隆

2 請求書の提出

平成 26 年 2 月 25 日

3 請求の要旨（原文のとおり）

那覇市は翁長雄志市長に対し、金 166,750,000 円の損害賠償金を請求せよ。

4 請求の理由（原文のとおり）

- (1) 平成 20 年 10 月 1 日に社団法人那覇市身体障害者福祉協会が那覇市に提出した応募書類「那覇市障害者福祉センター指定管理者指定申請書」の平成 21 年度から 25 年度までの各年度の収支予算計画書で指定管理料は、819 万円となっている。（総額 40,950,000 円）
- (2) 那覇市は、那覇市障害者福祉センター基本協定書（平成 21 年 3 月 24 日締結）を根拠に平成 21 年度から平成 25 年度まで各年度 4,154 万円が社団法人那覇市身体障害者福祉協会に指定管理料として支出され続けてこられた。（総額 207,700,000 円）
- (3) ところが那覇市障害者福祉センター指定管理者募集要項には、障害者福祉センターの管理や運営にかかる経費（指定管理料）は指定管理の候補者が申請した金額をもとに、市と指定管理者との間で協議のうえ、予算の範囲内で単年度

毎に協定して定めますと規定し、又、申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合（軽微なものについて面接の際に訂正を認めることもあります）は、申請は無効としますとの規定がある。

- (4) よって、社団法人那覇市身体障害者福祉協会が申請した指定管理料 819 万円の 5 年間、総額 40,950,000 円で那覇市障害福祉センター基本協定書を締結しなければならない。故に、那覇市が社団法人那覇市身体障害者福祉協会と平成 21 年 3 月 24 日に締結した那覇市障害福祉センター基本協定書で定めた総額 207,700,000 円は明らかに無効である。以上の理由により、翁長雄志市長はその差額である 166,750,000 円を不当に支出させ、那覇市に損害を与えたのでその公金を那覇市に返還しなければならない。
- (5) また、那覇市は、平成 24 年 9 月議会において那覇市身体障害者福祉センター条例を改正し、それまで条例上行えなかった障害福祉サービス事業を実施出来るようにしたにもかかわらず、社団法人那覇市身体障害者福祉協会との那覇市障害福祉センター基本協定書、那覇市障害福祉センター年度協定書の変更を怠り、社団法人那覇市身体障害者福祉協会へ障害福祉サービス事業に取り組むように指導しなかった事は、公金を不当に支出させたものである。
- (6) 平成 25 年度は、この手続きと指導を怠った事により那覇市から支出された 4,154 万円の内 1,830 万円は障害福祉サービス事業を実施しておれば、本来国や県より補助金として受けられるものであった。翁長雄志那覇市長の監督責任は極めて重大である。

5 事実証明書

- ① 那覇市障害福祉センター指定管理者募集要項
- ② 那覇市障害福祉センター指定管理者応募書類
- ③ 那覇市障害福祉センターの指定管理予定候補者の選定について（答申）
- ④ 那覇市障害福祉センター基本協定書
- ⑤ 那覇市障害福祉センター業務仕様書
- ⑥ 平成 21 年度 那覇市障害福祉センター年度協定書・決算書
- ⑦ 平成 22 年度 那覇市障害福祉センター年度協定書・決算書
- ⑧ 平成 23 年度 那覇市障害福祉センター年度協定書・決算書
- ⑨ 平成 24 年度 那覇市障害福祉センター年度協定書・決算書
- ⑩ 平成 25 年度 那覇市障害福祉センター年度協定書
- ⑪ 那覇市障害福祉センター条例（新）・（旧）
- ⑫ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスの内容
- ⑬ 那覇市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱
- ⑭ 平成 18 年度 那覇市地域活動支援センターⅡ型事業委託契約書

- ⑮ 平成 18 年度 特別会計収支決算書報告書
- ⑯ 資料 1 平成 19 年度 那覇市障害者福祉センター収支決算書 (例)
- ⑰ 平成 17 年度 那覇市障害者福祉センター管理運営事業収支決算書
- ⑱ 平成 19 年度 決算報告書 (管理運営事業・Ⅱ型事業)・予算見積書
- ⑲ 平成 20 年度 決算報告書 (管理運営事業・Ⅱ型事業)・予算見積書

6 補正した事項

- (1) 請求人の住所、職業、氏名欄の明記及び住民票の提出
- (2) 書面の提出

事業計画変更及び補助金 1,830 万円の算定根拠について記述した書面の提出があった。

第 2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法(以下「法」という。)第 242 条に規定する要件を備えているものと認め、これを平成 26 年 3 月 3 日に受理した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 指定された職員

那覇市長

- (2) 請求人が求める措置内容

那覇市障害者福祉センター指定管理料にかかる損害賠償措置請求

- (3) 判断すべき内容

那覇市障害者福祉センター基本協定 (以下「基本協定」という。)及び那覇市障害者福祉センター年度協定 (以下「年度協定」という。)並びにそれらに基づく指定管理料の支出が違法又は不当にあたるか否か

なお、請求人の請求理由 (5) 及び (6) の障害福祉サービス事業の実施については請求の要旨に含まれていないため判断しない。

- 2 請求人の証拠の提出、陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 4 月 8 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

- 3 監査対象部局及び事情聴取

福祉部障がい福祉課を監査の対象部局とし、法第 199 条第 8 項の規定により、関係書類を徴し監査を実施するとともに、平成 26 年 3 月 28 日に関係職員から事情を聴取した。

第 4 監査の結果

- 1 障がい福祉課の説明

- (1) 収支予算計画書について

平成 20 年 10 月 1 日付けで社団法人那覇市身体障害者福祉協会 (平成 26 年

4月1日付け一般社団法人の登記。以下「(一社)那覇身協」という。)が提出した収支予算計画書は、施設の維持管理に係る経費のみを示したものである。

平成20年度までは、施設の維持管理に係る指定管理の協定と、地域活動支援センターⅡ型事業(以下「Ⅱ型事業」という。)の委託契約を分けて締結しており、平成21年度からは併せて指定管理に係る業務とする事を公募説明会で説明していたが、応募者からは施設の維持管理に係る経費のみの収支予算計画書が提出された。

平成20年度当時の担当者に確認したところ、申請書類の収支予算計画書の不備を指摘し、改めて募集要項の説明書きのとおり、施設の維持管理に係る経費及びⅡ型事業に係る職員の人件費等の経費を合算した収支予算計画書を提出するよう求めたとのことである。しかし、応募した(一社)那覇身協の職員にも確認したところ、説明を受けたという認識はなく、改めて収支予算計画書を提出することはなかったとのことであった。

(2) 基本協定の指定管理料について

(一社)那覇身協と具体的に協議を行い、事業計画書で示された施設の維持管理及びⅡ型事業を職員12人体制で実施する事について、平成20年度の施設の維持管理に係る経費と、Ⅱ型事業の委託料の実績を勘案して基本協定を締結した。

(3) 申請の無効について

募集要項の留意事項は、提出された申請書類の内容と那覇市身体障害者福祉センター(以下「センター」という。)の指定管理予定候補者(以下「予定候補者」という。)を選定する那覇市保健福祉医療審議会障がい者部会(以下「障がい者部会」という。)における事業計画の説明が異なるような事があれば無効とする趣旨を定めたものである。

(4) 障がい者部会への説明について

平成20年当時の担当者に確認したところ、同年7月23日及び8月18日に開催した障がい者部会において、平成21年度からの新たな指定管理者を募集するにあたり、Ⅱ型事業及び施設の維持管理に関する業務内容と指定管理料に含まれる経費は、人件費、事業費等、全てを含む事を説明したとのことである。

2 事実の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

請求理由(1)、(2)及び(3)については争いのない事実である。

請求理由(4)について

(1) 障がい者部会の審議について

① 第1回障がい者部会への諮問について